

ことしの税額はいくら

市民税・県民税の計算例

令和6年中の給与収入が500万円(他に収入はない)
無収入の妻と子2人(17歳と13歳)を扶養
社会保険料50万円

の場合、
令和7年度の市民税・県民税は・・・

給与収入5,000,000円

①給与収入から給与所得控除額を差し引く。(注)

給与所得控除後の金額 3,560,000円	給与所得控除額 1,440,000円
--------------------------	-----------------------

②所得控除の合計額を差し引く。

1,970,000円	所得控除の合計額 1,590,000円
------------	------------------------

配偶者控除 一般扶養控除	33万円 33万円	社会保険料控除 基礎控除	50万円 43万円
-----------------	--------------	-----------------	--------------

③市民税・県民税それぞれの税率で所得割額を計算する。

課税所得金額 1,970,000円	×8%=157,600円→市民税の所得割		A
	×2%=39,400円→県民税の所得割		B

④調整控除額を計算する。 ※「P56」参照

市民税	150,000円×4%=6,000円		C
県民税	150,000円×1%=1,500円		D

⑤市民税・県民税それぞれの所得割から調整控除額を差し引き、均等割を加える。

市民税	157,600円(A)－6,000円(C)+3,000円(均等割)=154,600円
県民税	39,400円(B)－1,500円(D)+1,400円(均等割)=39,300円
令和7年度の市民税・県民税	=154,600円+39,300円+1,000円(森林環境税)=194,900円

(注)給与所得控除額は、給与所得者の必要経費に相当するものです。

給与所得の金額は、給与収入から給与所得控除額を差し引いたものですが、実際には、所得税法別表第五により、給与収入の金額に応じて求めることとされています。

※所得割と均等割については「P55」参照

市民税・県民税と所得税の税率及び主な所得控除等

▼市民税・県民税の税率

【所得割】

市民税	県民税
8%	2%

【均等割】

市民税	県民税
3,000円	1,400円

※所得割は、指定都市以外の市では、市民税6%、県民税4%

※県民税均等割1,400円のうち400円は、「森林づくり県民税」としていただくものです。

（「森林づくり県民税」については「P3」参照）

※令和6年度から、均等割と合わせて国税である森林環境税（1,000円）が課税されます。

▼所得税の税率

課税所得金額	税率	速算控除額
1,949,000円まで	5%	—
1,950,000円から 3,299,000円まで	10%	97,500円
3,300,000円から 6,949,000円まで	20%	427,500円
6,950,000円から 8,999,000円まで	23%	636,000円
9,000,000円から 17,999,000円まで	33%	1,536,000円
18,000,000円から 39,999,000円まで	40%	2,796,000円
40,000,000円以上	45%	4,796,000円

※令和19年までの各年分については、復興特別所得税（原則として、その年分の所得税額の2.1%）をあわせて申告・納付する必要があります。

▼市民税・県民税と所得税の主な所得控除の比較

区分		市民税・県民税	所得税(注1)	控除額の差
配偶者控除	一般(70歳未満の配偶者) 【納税義務者の所得金額の合計額が900万円以下のとき】	330,000円	380,000円	50,000円
	一般(70歳未満の配偶者) 【納税義務者の所得金額の合計額が900万円超950万円以下のとき】	220,000円	260,000円	40,000円
	一般(70歳未満の配偶者) 【納税義務者の所得金額の合計額が950万円超1,000万円以下のとき】	110,000円	130,000円	20,000円
	老人(70歳以上の配偶者) 【納税義務者の所得金額の合計額が900万円以下のとき】	380,000円	480,000円	100,000円
	老人(70歳以上の配偶者) 【納税義務者の所得金額の合計額が900万円超950万円以下のとき】	260,000円	320,000円	60,000円
	老人(70歳以上の配偶者) 【納税義務者の所得金額の合計額が950万円超1,000万円以下のとき】	130,000円	160,000円	30,000円

所得金額が48万円以下
(注2)

(ア)合計課税所得金額^(注)が200万円以下の場合

次の①と②のいずれか小さい額の5%(市民税4% 県民税1%)

①人的控除額の差の合計額

②個人市民税・県民税の合計課税所得金額

(イ)合計課税所得金額^(注)が200万円超の場合

{人的控除額の差の合計額(合計課税所得金額-200万円)}の5%(市民税4% 県民税1%)

ただし、この額が2,500円未満の場合は、2,500円(市民税2,000円 県民税500円)とします。

(注)課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額です。

▼住宅借入金等特別税額控除

前年分の所得税において、住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①所得税の控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額、②所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)のいずれか小さい額に、下覧の割合を乗じた金額について減額するものです。

ただし、居住年が平成26年から令和4年までであって、特定取得又は特別特定取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額になります。

市民税	4/5	県民税	1/5
-----	-----	-----	-----

▼寄附金税額控除

前年中に次に掲げる2千円を超える寄附をした場合には、その超える金額(総所得金額等の合計額の30%を上限)の市民税は8%、県民税は2%に相当する金額について減額するものです。

①都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金(いわゆる「ふるさと納税」)

②静岡県共同募金会又は日本赤十字社静岡県支部に対する寄附金

③所得税法等に規定される寄附金控除の対象または特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として静岡市又は静岡県の条例で定めるもの

なお、①の寄附金の場合、上記金額に加え、寄附金のうち2千円を超える部分について特例控除(市民税・県民税所得割の2割を限度)があり、所得税と合わせてその全額が控除されます。また、申告特例制度の適用を受けた場合は、特例控除に法令に定める割合を乗じて得た額をさらに加算して控除されます。

令和7年度の市民税・県民税が課税されない人

●令和7年1月1日において生活保護法によって生活扶助を受けている人

●平成19年1月3日以後生の未成年者、令和7年1月1日において障害者あるいは寡婦又はひとり親のいずれかに該当し、令和6年中の合計所得金額が135万円以下(給与収入のみの場合は収入額で204万4千円未満)であった人

令和7年度の軽自動車税(種別割)

▼原動機付自転車、軽二輪車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車の税率

車 種		税率(年額)
原 動 機 付 自 転 車	総排気量50cc以下又は定格出力が0.6kW 以下 特定小型原動機付自転車 総排気量125cc以下かつ最高出力が4.0kW 以下	2,000円
	総排気量90cc以下又は定格出力が0.8 kW以下	2,000円
	総排気量125cc以下又は定格出力が0.8kWを超えるもの	2,400円
	ミニカー(排気量50cc又は定格出力が0.6kW以下)	3,700円
軽 二 輪 車	排気量125cc超～250cc以下 (被けん引車を含む)	3,600円
小 型 特 殊 自 動 車	農耕用 35km/h未満	2,400円
	特殊作業用 15km/h未満	5,900円
二輪の小型自動車(250cc超)		6,000円

▼三輪車、四輪車の税率

車 種 (排気量660cc以下)			税 率(年額)		
			最初の新規検査から(新車登録)の時期		
			H24.3.31まで	H24.4.1から H27.3.31まで	H27.4.1以降
			最初の新規検査から 13年を経過した車 両には「経年重課」が 適用されます※	「経年重課」に該当す るまでの間は、 H27年度までの税 率が引き続き適用さ れます。	グリーン化特例(1年 限り)が適用されな い車両に適用されま す。
三 輪 車			4,600円	3,100円	3,900円
四 輪 車	乗 用	営業用	8,200円	5,500円	6,900円
		自家用	12,900円	7,200円	10,800円
	貨 物	営業用	4,500円	3,000円	3,800円
		自家用	6,000円	4,000円	5,000円

※ただし、電気、天然ガス、メタノール、混合メタノール、ガソリン電力併用の軽自動車及び被けん引車は除きます。

▼グリーン化特例

下記の①～③の環境性能を有し、令和6年度に最初の新規検査をした車両は、令和7年度に限り、軽課税率が適用されます。

車種区分 (排気量660cc以下)			税率(年額)		
			電気自動車等または燃費基準等による区分		
			①電気自動車等 (税額を概ね75%軽減)	②燃費基準等 (税額を概ね50%軽減)	③燃費基準等 (税額を概ね25%軽減)
三輪車			1,000円		
四輪車	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円
		自家用	2,700円		
	貨物	営業用	1,000円		
		自家用	1,300円		

※②、③は、揮発油(ガソリン)を内燃機関の燃料とする営業用軽自動車で乗用のものに限りま。

※各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の「備考欄」をご確認ください。

①電気軽自動車

天然ガス軽自動車（平成30年排出ガス規制に適合するもの）

天然ガス軽自動車 (平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素化合物の排出量が少ないもの)

②平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない軽自動車のうち、令和12年度燃費基準に対する達成の程度が90%以上かつ令和2年度燃費基準達成車

平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない軽自動車のうち、令和12年度燃費基準に対する達成の程度が90%以上かつ令和2年度燃費基準達成車

③平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない軽自動車のうち、令和12年度燃費基準に対する達成の程度が70%以上かつ令和2年度燃費基準達成車

平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない軽自動車のうち、令和12年度燃費基準に対する達成の程度が70%以上かつ令和2年度燃費基準達成車

令和7年度の軽自動車税(環境性能割)

軽自動車税環境性能割の税率は燃費達成基準達成度等に応じて決定し、新車、中古車を問わず、取得価格に下記の税率を乗じた額が税額になります。

【乗用車に係るもの】

【令和8年3月31日まで】

種 別				税 率	
				自家用	営業用
3輪以上の軽自動車	電 気 軽 自 動 車 等 (注1)			非課税	非課税
	ガソリン車・ ハイブリッド車 (注2)	令和12年度 燃費基準	80%達成車 (注3)	非課税	非課税
			75%達成車 (注3)	1%	0.5%
			70%達成車 (注3)	2%	1%
	上記要件に該当しない車両			2%	2%

【貨物車に係るもの】

種 別				税 率	
				自家用	営業用
3輪以上の軽自動車	電 気 軽 自 動 車 等 (注1)			非課税	非課税
	ガソリン車・ ハイブリッド車 (注2)	令和4年度 燃費基準	105%達成車	非課税	非課税
			達成車	1%	0.5%
			95%達成車	2%	1%
	上記要件に該当しない車両			2%	2%

(注1)電気軽自動車、天然ガス軽自動車(平成21年排出ガス基準10%低減又は平成30年排出ガス基準達成車に限る。)をいいます。

(注2)平成17年排出ガス基準75%低減達成車又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限ります。

(注3)令和2年度燃費基準達成車に限ります。

固定資産税の計算例

▼土地 200㎡の住宅用地の場合

令和6年度の課税標準額	3,800,000円	} のとき
令和7年度の評価額	32,000,000円	

【税額の計算】

- ①令和7年度の本来の課税標準額(評価額×1／6)を算出します。

$$32,000,000円 \times 1 / 6 = 5,333,333円$$

- ②「令和6年度の課税標準額」の「令和7年度の本来の課税標準額」に対する割合を求めます。

$$3,800,000円 / 5,333,333円 \div 71.2\%$$

前年度の課税標準額が、今年度の本来の課税標準額の100%未満の場合、本来の課税標準額の100%に達するまで、本来の課税標準額の5%相当額ずつ課税標準額を引き上げます。ただし、上記より計算した課税標準額が、今年度の本来の課税標準額の20%を下回る場合には、本来の課税標準額の20%とします。

- ③②の割合が100%未満であるため、「令和6年度の課税標準額」に「令和7年度本来の課税標準額」の5%を加えます。

$$3,800,000円 + (5,333,333円 \times 5\%) = 4,066,000円(千円未満切捨て)$$

※課税標準額の端数処理は、実際にはすべての固定資産の課税標準額を合算した後の額によって行われます。

- ④令和7年度の固定資産税額

$$4,066,000円 \times 1.4\% = 56,900円(百円未満切捨て)$$

▼家屋 新築の木造二階建の住宅を建てた場合

建築時期 令和6年8月

床面積 130㎡

令和7年度価格 13,000,000円……………①

(価格は面積のほか、建物の間取り、仕上げ等により変わります)

のとき

【税額の計算】

$$\textcircled{1} \times 1.4\%(\text{税率}) = 182,000\text{円} \dots\dots\dots \textcircled{2}$$

(新築住宅の減額)

$$\textcircled{1} \times \frac{120}{130} \times 1.4\% \times \frac{1}{2} = 84,000\text{円} \dots\dots\dots \textcircled{3}$$

(税率)

(令和7年度の固定資産税額)

$$\textcircled{2} - \textcircled{3} = 98,000\text{円}$$

※一定の要件に適合する場合、新築後の一定期間、120㎡相当分までの固定資産税額が1/2減額されます。〔P19(Q&A^⑬新築4年目に急に固定資産税が上がったのは)〕参照)



▼償却資産

取得資産	舗装路面（コンクリート敷）（耐用年数15年※）	} を取得したとき
取得時期	令和6年9月	
取得価額	2,700,000円	

【税額の計算】

取得価額×(1－耐用年数に応ずる減価率／2)＝評価額

2,700,000円×(1－0.142／2)＝2,508,300円

(課税標準額) 2,508,000円(千円未満切捨て)

※課税標準額の端数処理は、実際にはすべての償却資産の課税標準額を合算した後の額によって行われます。

(固定資産税額) 2,508,000円×1.4%_(税率)＝35,100円(百円未満切捨て)

令和5年以前に取得した資産の評価額の計算方法は、
前年度評価額×(1－耐用年数に応ずる減価率)＝評価額

※償却資産の耐用年数は、一部例外を除き、減価償却資産の耐用年数に関する省令によるものとされています。